

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日:2021年 7月 12日

事業所名:済生会ハーモニー

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	・設置基準を満たしています。		
	2 職員の適切な配置	・配置基準を満たしています。		
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	・バリアフリーです。		
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	・毎日清掃し、清潔を保つよう努めています。		
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	・定期的なミーティングを実施しています。		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	・第三者評価は受審していません。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	・施設全体で年間研修計画を策定し、研修を実施しています。		
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	・該当ありません。		
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	・該当ありません。		
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	・該当ありません。		
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	・該当ありません。		
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	・該当ありません。		
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	・該当ありません。		
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	・該当ありません。		
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	・該当ありません。		
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	・該当ありません。		
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	・該当ありません。		
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	・該当ありません。		
	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へ参画	・該当ありません。		
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	・該当ありません。		
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	・該当ありません。		
4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	・該当ありません。			

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日:2021年 7月 12日

事業所名:済生会ハーモニー

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
との連携	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	・該当ありません。		
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	・該当ありません。		
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	・該当ありません。		
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	・令和2年度はコロナウイルス感染予防のため、外部との交流は実施していません。		
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	・該当ありません。		
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	・該当ありません。		
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	・該当ありません。		
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	・該当ありません。		
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	・該当ありません。		
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	・該当ありません。		
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	・該当ありません。		
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	・該当ありません。		
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	・該当ありません。		
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	・個人情報保護規程に基づき対応しています。		
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	・施設全体で、非常災害対策マニュアル・感染症対策マニュアル・事業継続計画を作成しています。		
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	・施設全体で、年2回の防火訓練を実施しています。		
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	・全職員を対象に虐待防止研修を実施しています。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	・該当ありません。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	・該当ありません。		
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	・ヒヤリハットは書面で報告し、施設全体の事故防止委員会に提出します。		